

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 5 月 20 日（火）

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

1 調達内容

(1) 調達物品

遺体保冷库

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和 7 年 7 月 30 日（水）

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650—8510 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 藤本

電話(078)341—7441 内線2254 F A X (078)341-5169

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和 7 年 5 月 20 日（火）から同月 26 日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9

時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年6月5日（木）午前10時 兵庫県警察本部総務部会計課

(4) 入札の参加申込及び入札書の提出期限

本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、その方法は以下による。

ア 申込書の提出は、令和7年5月20日（火）午前9時から同月26日（月）午後4時まで（県の休日を除く。）に電子入札共同運営システムにより行うこと。

イ 電子入札は、令和7年6月3日（火）午後5時から同月5日（木）午前10時までにを行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和7年5月20日（火）から同月26日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和7年5月20日（火）から同月26日（月）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和7年5月26日（月）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

電話番号(078)341-7441（内線2254） F A X (078)341-5169

ウ 提出書類

（ア）仕様確認

事前協議申込書及び仕様を満たしていることが確認できるカタログ等

（イ）質問

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果及び質問の回答

令和7年6月3日（火）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認に記載された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）を、令和7年6月4日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納入を免除

する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

遺体保冷库の納入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品
遺体保冷库
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和7年7月30日（水）
- (5) 納入場所
仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者であつて、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和7年5月26日（月）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、下記窓口に申請し、入札参加資格の随時審査を受けること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線 75787））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込
電子入札共同運営システムにより行うこと。
- (2) 参加申込の期間

令和 7 年 5 月 20 日（火）から同月 26 日（月）の午前 9 時から午後 8 時まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。また、令和 7 年 5 月 26 日（月）は午後 4 時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和 7 年 5 月 20 日（火）から同月 26 日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和 7 年 5 月 20 日（火）から同月 26 日（月）の毎日午前 9 時から午後 8 時（県の休日を除く。また、令和 7 年 5 月 26 日（月）は午後 4 時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号）

電話番号(078)341-7441（内線 2254） F A X (078)341-5169

ウ 提出書類

（ア）仕様確認

事前協議申込書及び仕様を満たしていることが確認できるカタログ等

（イ）質問

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又は F A X により提出すること。

オ 確認の結果及び質問の回答

令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認に記載された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県警察本部総務部会計課用度係

令和 7 年 5 月 20 日（火）から同月 26 日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時

まで（正午から午後 1 時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県警察本部総務部会計課
- (2) 日時 令和 7 年 6 月 5 日（木）午前 10 時

8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時から同月 5 日（木）午前 10 時までに入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

- (1) 電子入札共同運営システムにより入札する。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を、令和 7 年 6 月 4 日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納入を免除する。
ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和 7 年 6 月 5 日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和 7 年 6 月 12 日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の 100 分の 10 以上の額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）に基づき免除する場合もある。

11 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

(1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 7 年 6 月 12 日（木）までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。

(7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1) から (6) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4) 又は (5) に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。

(2) (1) の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

18 調達事務担当部局

〒650—8510 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

兵庫県警察本部総務部会計課（電話番号：(078)341—7441 内線 2254 F A X : 078-341-5169)

提出書類の注意事項

1 参加申請・質問等の提出について（令和7年5月26日（月）午後4時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

仕様に関する質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに兵庫県警察本部会計課担当まで提出してください。提出方法は、可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（FAX及び持参による提出を妨げるものではありません。）

2 入札保証金について

入札保証金の納入方法について、参加申請時に契約担当者へ回答してください。

3 入札書提出の際に必要な入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書をファイルの形で添付してください。入札内訳書には、仕様確認で認められた機種の商品名・メーカー名・品番・数量・金額等を記載してください。

入札内訳書の様式は自由です。必要に応じて添付している入札内訳書を使用してください。

4 入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含めない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

5 開札日時：令和7年6月5日（木）午前10時

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和7年6月3日（火）午後5時から令和7年6月5日（木）午前10時までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

6 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和7年6月5日（木）午後2時を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

7 契約時について（落札業者のみ）

① 契約書 2通（兵庫県警察本部会計課で準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい（なお、契約金額が200万円以下の場合は、契約保証金を免除する場合があります）。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県警察本部総務部会計課用度係（担当：藤本）
TEL：078-341-7441（内線 2254） FAX：078-341-5169
○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL：0120-554-538 平日（月曜～金曜日）の9時から17時

事前協議申込書

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	遺体保冷库の納入
-----	----------

品 目	品 番	メーカー	数量(台)
遺体保冷库			3

※上記記載のうえ、カタログ等仕様のわかるものを添えて、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出して下さい

仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	遺体保冷库の納入
-----	----------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県警察本部記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、期限内までに提出してください。

入 札 用（内 訳 書）

会社名
担当者名
電話
FAX

案件名	遺体保冷庫の納入
-----	----------

品 目	メーカー	品 番	数 量	単位	単 価	金 額
遺体保冷庫			3	台		

合計金額	
------	--

※応札する物品の品番及びメーカーを記入してください。

仕 様 書

遺体保冷库の納入契約にかかる仕様については、下記の条件を満たすこととする。

1 品目及び数量

遺体保冷库 3 台の納入

2 納入場所

- (1) 神戸市中央区吾妻通 5 丁目 1 番 2 号 兵庫県葺合警察署
- (2) 神戸市北区甲栄台 3 丁目 6 番 1 号 兵庫県神戸北警察署
- (3) 兵庫県尼崎市潮江 5 丁目 8 番 55 号 兵庫県尼崎東警察署

3 納入物品の仕様

(1) 本体

ア 遺体が 2 体収容でき、内外装共にステンレス製で、遺体を横方向から搬出入できるものであること。

イ 外寸法 幅 2300mm、奥行 855mm、高さ 1935mm程度とし、遺体各々の搬入出有効寸法 幅 2070mm、奥行 700mm、高さ 505mm程度

ウ 扉は、上下段共に上から下に、90 度開き、固定でき、扉内側にステンレス製ローラーを要し、遺体の出し入れが容易であること。

扉個々には、左右に油圧ダンパーを要し扉の急な開閉をアシストすること。

また扉は、150 kg 程度の重量に耐え、出し入れを容易にするためのステンレス製のローラーを上下それぞれの扉と庫内に 20 本程度あること。

エ 保冷库内には、遺体の重量に耐え、出し入れを容易にするためのステンレス製のローラーを上下それぞれの扉と庫内に 20 本程度あること。

オ 扉には、上下各々冷気の漏れを起こさないように 6 個以上の蝶番を要し、密閉要連動ハンドル（施錠付）を使用、その他に開閉のためのグリップを装備すること。

カ 扉の内廻りに有するマグネットパッキンは、劣化、損傷した場合、パッキンのみ交換可能な構造であること。

キ 搬入や設置後の移動のため、自在キャスター 6 個以上を装備していること。

設置の為のキャスターとは別に、アジャスターを 6 個以上装備し、水平に設置すること。（室内の傾斜のまま、傾いた設置は行わないこと）

設置に際し、冷蔵庫転倒防止固定（アンカー打ち等）につき、各設置場所責任者の許可を受けて行うこと。

ク 遺体の出し入れには、幅 2000mm程度、奥行 600mm程度、高さ 60mm程度のステンレス製トレイ 2 点を装備すること。

(2) 冷凍機

ア 冷凍機は、AC 1 φ 100V 若しくは、AC 3 φ 200V とし現場下見打合せの際に担当官と協議決定すること（何れの冷凍機の場合でも、塩害対策仕様又は防食仕様であること）

イ 冷凍機の温度設定範囲は、設定場所の電源及び冷凍庫内容量に関わらず - 5℃～+ 15℃ の設定温度範囲以上の能力を有し、リモコン操作により設定温度及び運転条件が設定できると共にマイコン制御により、自動運転可能であり冷凍機異常の際のエラーコード表示や、警告できるものにする事。

ウ 庫内殺菌のための殺菌灯、オゾン発生装置（消臭機能有り）を各 1 点以上装備する。

エ 冷凍機ドレンは、設置場所で排水処理できなければ、蒸発処理可能な装備を用意す

ること。

オ 庫内清掃ドレンは、排水施設まで届くホースを用意すること。

(3) その他

ア 落札後、設置する警察署に赴き、各署担当者と搬入設置の打合せを行うこと。

イ 保凍庫設置後、現場にて担当者に対処説明を行い質問に対し回答すること。

ウ 緊急連絡先、電源種類、定格出力、冷媒ガス種類、ガス挿入量等の記載シールを添付すること。

4 履行期間

契約締結日から令和7年7月30日まで

5 納入に係る留意事項

- (1) 納入物品の搬入・設置に要する諸経費は、すべて落札業者の負担とし、その他、本仕様の内容にかかる費用のすべてを経費として見込むこと。
- (2) 納入後1年間のメーカー保証等のメンテナンス（消耗品を除く）を行うこと。
- (3) 落札業者は、搬入・搬出経路、納品日時及び設置場所等については、設置警察署担当者と事前に調整の上で決定すること。
- (4) 納入等は、原則、平日の9:00から17:45の間に行うこと。ただし、納品場所の担当者が警察業務に支障があると判断し求めた場合には、平日17:45以降又は休日に作業を行うこと。
- (5) 本業務を実施するにあたり、関係者との調整、第三者に対する許認可等が必要な場合については、落札業者において申請を行うこと。
- (6) 納入、設置のために立ち入りを許可された場所以外へ無断で立ち入らないこと。
- (7) 梱包、養生資材は持ち帰るとともに、開梱時及び養生脱着時に発生した塵芥についても処理し建物内に残さないこと。
- (8) 必ず未使用品を納品することとし、納入した製品に付属する取扱説明書等のドキュメントについても併せて納品すること。
- (9) 納入時には、納品場所毎に納品書を作成し担当者に手渡すこと。